

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 建築指導課

不利益処分の内容	長期優良住宅建築等計画認定の取消し	
根拠法令等及び条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条	
処分基準	根拠条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条
	参考事項	栃木市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第12条
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第14条 所管行政庁は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 認定計画実施者が前条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(2) 認定計画実施者から認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出があったとき。</p> <p>(3) 認定長期優良住宅建築等計画(第5条第4項の規定による認定の申請に基づき第6条第1項の認定を受けたものに限る。以下この号において同じ。)に基づく建築に関する工事が完了してから当該建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されるまでに通常必要と認められる期間として国土交通省令で定める期間内に認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されないとき。</p>	